



平成 26 年 12 月 22 日

各 位

会社名 株式会社ピクセラ
代表者名 代表取締役社長 藤岡 浩
(コード番号 6731 東証第一部)
問合せ先 取締役 池本敬太
(TEL 06-6633-3500)

東京証券取引所における市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え、
並びに上場廃止の猶予期間入りに関するお知らせ

当社は、本日、株式会社東京証券取引所より当社普通株式を市場第一部から第二部へ指定替えする旨及び上場廃止基準にかかる猶予期間銘柄（債務超過）とする旨の通知を受けましたので下記のとおりお知らせいたします。

本件は、当社が本日近畿財務局に提出いたしました平成26年9月期の有価証券報告書における連結財務諸表上で、当社グループが債務超過の状態であることが確認され「有価証券上場規程」第311条第1項第5号本文及び第601条第1項第5号本文（債務超過）に該当したことによる措置となります。

記

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自 平成 25 年 10 月 1 日 至 平成 26 年 9 月 30 日）

2. 債務超過に至った経緯

当社グループは、パソコン、デジタルカメラ、テレビ等を主な事業領域としてまいりましたが、スマートフォンやタブレット端末の普及によりこれら市場が縮小したことから収益が急速に悪化しております。このため、当社グループでは、これらの既存事業に代わる様々な事業の開拓を行ってまいりましたが、未だ新たな収益基盤の確立に至っておらず、前連結会計年度において492百万円の純損失を計上し、その結果、自己資本は111百万円の債務超過となりました。

3. 指定替えの期日及び上場廃止の猶予期間

市場第二部への指定替え期日：平成 27 年 2 月 1 日

上場廃止の猶予期間：平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで

4. 今後の見通し

当社グループは、かかる状況を解消すべく、平成 27 年 9 月期において事業構造改革を実施し、事業所の移転や役員報酬の減額等を含む固定費の削減を進め収益力の回復に努めるほか、平成 26 年 12 月 15 日公表の「第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）による新株式発行に関するお知らせ」のとおり、必要に応じて財務基盤改善のための諸施策を実施することにより、債務超過の解消を図ってまいります。

以上